

会 見 年 月 日	令和 7 年 4 月 22 日（火曜日）		
担 当 課	産業振興部 商工課	（担当者名：宍戸、木本）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6838	（内線：2256）	FAX：0791-46-3400

あこう地域未来創業サポート補助金について

1. 趣 旨

赤穂市では、地域経済の活性化・産業振興を図るため、「商店街空き店舗等活用事業補助金」により、創業者を創出する取組を進めてきました。

この度、当該補助金を刷新した「あこう地域未来創業サポート補助金」により、創業支援施策の更なる充実を図ります。

2. 内 容

- (1) 補助対象者：赤穂市内で創業または第二創業を行う個人・法人
- (2) 補助額：最大 500 万円（ベース部分＋条件を満たせば上乗せ部分追加）

【補助金概要】

類 型	ベース部分		上乗せ部分	
	一般枠	伴走支援枠	エリア × 空家・空き店舗	エリア × しごと
上 限 （最大500万円）	50万円	100万円	200万円	200万円
条 件	商工会議所等による確認	指定創業支援機関の支援※	空家・空き店舗での創業 中心市街地・ 坂越・御崎	指定業種等による創業 中心市街地：情報サービス業等 坂越：観光振興等 御崎：観光振興等
対象経費	施設改修費、設備購入費、空家取得費、賃料、人件費、相談料、広告宣伝費など			
補 助 率	対象経費の2/3以内			
補助期間 （年度ごとの限度額）	3年間 （1年目：250万円、2年目：150万円、3年目：100万円）			

※指定機関への相談料についても補助対象経費とする

- (3) 募集期間（予定）：令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

3. 協力機関

- (1) 赤穂市創業支援等事業計画に基づく創業支援機関

赤穂商工会議所、みなと銀行、中国銀行、トマト銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、備前日生信用金庫、淡陽信用組合、日本政策金融公庫姫路支店

- (2) 赤穂市との連携協定に基づく指定創業支援機関

株式会社 ATOMica



3年間で最大 **500** 万円

あなたの夢を全力サポート

このまちで、あたらしい一步を踏み出したいあなたへ。

赤穂市では、市内全域を舞台にした創業を応援します。

空家・空き店舗の活用や“まちにないしごと”への挑戦には、より手厚いサポートをご用意します。



対象者

市内で新たに創業・第二創業する個人・法人



基本補助限度額

一般枠 50万円
伴走支援枠 100万円



対象事業費

改装費・設備購入費・空家取得費・賃料・
人件費・広告費・相談料など幅広く支援



上乗せ要件（指定エリア内限定）

空家・空き店舗の活用 +200万円
指定業種での創業 +200万円



補助率

対象事業費の2/3



指定エリア

中心市街地
坂越（空家特区）／御崎（特別指定区域）

お問い合わせ

赤穂市産業振興部商工課商工係

【開庁時間】 8:30～17:15（月～金）

【所在地】 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

【メール】 syoukou@city.ako.lg.jp

【電話】 0791-43-6838

制度の詳細はこちらから

